

台風19号
関連令和元年10月16日
土地・建設産業局建設業課

台風19号の影響による技術検定試験の対応について

令和元年度の技術検定試験は当初予定通り実施いたしますが、台風19号の影響による公共交通機関の運休状況等に鑑み、やむを得ず受験することが出来ない場合は、以下の方法をとることができることとしますので、お知らせします。

1. 受験地の変更

公共交通機関の運休等やむを得ない事情により、当初の受験地では受験することが困難な場合は、受験地を他の試験地に変更して受験することが出来ます。(変更希望多数の場合全ての希望をお受けできないことがあります)

2. 学科試験免除期間の延長

・学科試験合格者で今年度初めて実地試験を受験する予定で受験できなくなった方は、特例として令和2年度(来年度)実地試験を初回の実地試験として受験することが出来ます。

・平成30年度(昨年度)初めて受験した実地試験が不合格で今年度実地試験を受験できなくなった方は、特例として令和2年度(来年度)実地試験を受験することが出来ます。

※技術検定は学科試験と実地試験からなり、学科試験合格後は連続2回まで実地試験を受験することが出来ますが、今回はその特例措置となります。

1. 2. どちらの場合も、受験予定者本人が試験実施機関へ申請する必要があります。(公共交通機関が発行する証明書等が必要です)

○対象となる技術検定試験

- ・一級建築施工管理技術検定実地試験(10月20日実施)
- ・一級電気工事施工管理技術検定実地試験(10月20日実施)
- ・二級土木施工管理技術検定試験(10月27日実施)

○今後対象に追加する可能性のある技術検定試験

以下については公共交通機関の復旧状況等を踏まえ決定いたします。

対象に追加する場合は、随時試験実施機関のホームページでお知らせします。

- ・二級建築施工管理技術検定試験(11月10日実施)
- ・二級電気工事施工管理技術検定試験(11月10日実施)
- ・二級管工事施工管理技術検定試験(11月17日実施)
- ・二級電気通信工事施工管理技術検定試験(11月17日実施)
- ・二級造園施工管理技術検定試験(11月17日実施)
- ・一級管工事施工管理技術検定実地試験(12月1日実施)
- ・一級電気通信工事施工管理技術検定実地試験(12月1日実施)
- ・一級造園施工管理技術検定実地試験(12月1日実施)

最新の情報は、**試験実施機関のホームページに随時掲載いたしますのでご確認ください。**

検定種目	試験実施機関	お問い合わせ先
建築施工管理技士	(一財)建設業振興基金 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	03-5473-1581
電気工事施工管理技士		
土木施工管理技士	(一財)全国建設研修センター http://www.jctc.jp/	042-300-6860
管工事施工管理技士		042-300-6855
電気通信工事施工管理技士		042-300-0205
造園施工管理技士		042-300-6866

技術検定試験は、建設業法第27条及び第27条の2の規定に基づき、国土交通大臣の指定試験機関が実施しています。

【お問い合わせ先】

※試験実施(受験地の変更、学科試験免除等)に関しては試験実施機関へお問い合わせください。

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 竹村、酒井

TEL:03-5253-8111(内線 24743、24744)、直通:03-5253-8277、FAX:03-5253-1553